

久慈弓道場 使用のきまり

1 使用できる人

- (1) 原則として、日立市民と日立市に在勤、在学している人
- (2) 次の各号に該当するものは、使用できません。
 - ア 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき
 - イ 営利を目的と認められるとき
 - ウ 宗教的、政治的行事に関する使用をするとき
 - エ その他、管理上支障があるとき

2 使用時間

午前9時から午後5時

3 休館日

8月13日から8月15日まで

12月29日から1月3日まで

※臨時休館する時は、事前にお知らせします。

4 使用方法

(1) 登録団体使用

- ア 登録団体は、5人以上とします。
- イ 使用できる曜日は、年度当初に確定します。
- ウ 使用できる曜日は、月曜日の午前・午後、火曜日から金曜日の午前12時30分までです。
※原則として土曜日・日曜日の団体利用はできません。
- エ 安全管理上、使用する際は2人以上とします。
- オ 使用時は、交流センターで弓道場鍵貸出簿を記入し、鍵を受け取ってください。
- カ 使用が終了した時は、清掃と使用備品の整理整頓をしてください。
- キ 使用後は、交流センターに使用報告書を提出し、鍵を返却してください。

(2) その他一般使用

- ア 使用できる曜日は、火曜日から金曜日の午後1時～、土曜日・日曜日です。
- イ 安全管理上、使用する際は2人以上とします。
- ウ 使用時は、交流センターで弓道場鍵貸出簿を記入し、鍵を受け取ってください。
- エ 使用が終了した時は、清掃と使用備品の整理整頓をしてください。
- オ 使用後は、交流センターに使用報告書を提出し、鍵を返却してください。

5 火気の使用は禁止します。

6 上記のほか定めのない事項等については、運営委員会において協議により決定します。